令和6年度

健全化判断比率審查意見書 資金不足比率審查意見書

令和7年9月

奈良県監査委員

奈良県知事 山下 真 様

奈良県監査委員 芝 池 多津子

同 井上圭吾

同 中川 崇

同 伊藤將也

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び 資金不足比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和7年7月25日付け財第1260号をもって審査に付された令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見書を提出します。

第1 令和6年度決算に基づく健全化判断比率に係る審査意見書

1 審査の対象

知事から提出された令和6年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字 比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下、これらを「健全化判断比率」 という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実 施した。

2 審査の方法

この健全化判断比率の審査に当たっては、奈良県監査基準(令和2年3月 10日決定)に準拠し、

- (1) 健全化判断比率は、法令等に照らし、適正に算定されているか
- (2) その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているかを主眼として、決算諸表、帳簿及び証拠書類との照合等を行うとともに、地方公社の現地調査、関係部局からの説明の聴取を行うなどの方法により、審査を実施した。

3 審査の結果

審査に付された健全化判断比率は適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されていると認められる。

健全化判断比率は次のとおりである。

- (1) 実質赤字比率は、実質収支が黒字であり、算定されない。
- (2) 連結実質赤字比率は、連結実質収支が黒字であり、算定されない。
- (3) 実質公債費比率は、8.8%となっており、地方公共団体の財政の健全化 に関する法律施行令第7条に定める数値(以下「早期健全化基準」という。) の25%を下回っている。
- (4) 将来負担比率は、102.0%となっており、早期健全化基準の 400%を下回っている。

比 率 名	令和6年度	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準
実質赤字比率	_	_	_	3.75 %
連結実質赤字比率	_	_	_	8.75 %
実質公債費比率	8.8 %	9.3 %	9.5 %	25 %
将来負担比率	102.0 %	106.1 %	112.7 %	400 %

※詳細は、別掲参照

第2 令和6年度決算に基づく資金不足比率に係る審査意見書

1 審査の対象

知事から提出された令和6年度公営企業会計の決算に基づく資金不足比率 及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

2 審査の方法

この資金不足比率の審査に当たっては、奈良県監査基準(令和2年3月10日決定)に準拠し、

- (1) 資金不足比率は、法令等に照らし、適正に算定されているか
- (2) その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているかを主眼として、決算諸表、帳簿及び証拠書類との照合等を行うとともに、関係部局からの説明の聴取を行うなどの方法により、審査を実施した。

3 審査の結果

審査に付された資金不足比率は適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されていると認められる。

奈良県水道用水供給事業費特別会計、奈良県流域下水道事業費特別会計及び奈良県中央卸売市場事業費特別会計において、それぞれ資金不足額はなく、資金不足比率は算定されない。

比率名	会 計 名	令和6年度	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
	奈良県水道用水				
資	供給事業費特別	_	_	_	
金	会計				
不	奈良県流域下水				
足	道事業費特別会	_	_	_	20 %
比	計				
率	奈良県中央卸売				
	市場事業費特別	_	_	_	
	会計				

※詳細は、別掲参照

別 掲

第1	の1	実質赤字比率 …	1
第1	の2	連結実質赤字比率	2
第1	の3	実質公債費比率 ···	3
第1	の 4	将来負担比率 …	4
第2	の1	資金不足比率 …	5
	[参考]		

・ 健全化判断比率等の対象範囲・・・・ 6

· 早期健全化基準等について ··· 7

第1の1 実質赤字比率

一般会計等(注1)を対象とした実質赤字額の標準財政規模(注2)に対する比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、 財政運営の悪化の度合いを示す指標

【計算式】 実質赤字比率(%) =	一般会計等に係る実質赤字額						
)(Qy)(1) Di- (W)	標準財政規模(B)						
令和6年度の 実質赤字比率(%) =		実質赤字が発生していな いため、算定されない。					

◎ 令和6年度 一般会計等に係る実質収支額

[単位:千円]

		翌年度に繰り越すべき財源						ch 55 Jp + bT		
会計名		歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	計(3) =(4)+(5) +(6)-(7)	繰越明許費 繰越額(4)	事故繰越額	事業繰越額 (6)	左記に係る未収 入特定財源 (7)	実質収支額 (1)-(2)-(3)	
一般	会計	581, 401, 963	576, 462, 076	1, 921, 348	32, 242, 315	24, 182	0	30, 345, 149	3, 018, 539	
	公立大学法人奈良県立医科大学関係経 費特別会計	20, 735, 820	20, 735, 820	0	0	0	0	0	C	
	自動車駐車場及び自動車乗降場費特別 会計	304, 090	272, 837	0	0	0	0	0	31, 253	
般	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	334, 595	243, 371	91, 224	0	0	91, 224	0	0	
会計	農業改良資金貸付金特別会計	19, 982	7, 390	12, 592	0	0	12, 592	0		
等に属	中小企業振興資金貸付金特別会計	1, 335, 324	155, 590	1, 179, 734	0	0	1, 179, 734	0	C	
画する	証紙収入特別会計	3, 173, 549	2, 974, 324	0	0	0	0	0	199, 225	
特別	林業改善資金貸付金特別会計	300, 020	160, 865	139, 155	0	0	139, 155	0	C	
会計	公債管理特別会計	147, 530, 637	147, 530, 637	0	0	0	0	0	C	
	育成奨学金貸付金特別会計	1, 627, 810	42, 192	1, 585, 618	0	0	1, 585, 618	0	C	
	地方独立行政法人奈良県立病院機構関 係経費特別会計	10, 134, 682	10, 134, 682	0	0	0	0	0	C	
	合 計	766, 898, 472	758, 719, 784	4, 929, 671	32, 242, 315	24, 182	3, 008, 323	30, 345, 149	3, 249, 017	

● 標準財政規模 [単位: 千円]金 額 347, 203, 691 (B)

- (注1) 一般会計及び特別会計(公営事業会計を除く)
- (注2) 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額をいう。 なお、地方財政法施行令附則の規定により、臨時財政対策債(地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債)の発行可能額も含まれている。

第1の2 連結実質赤字比率

全会計(注3)を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化 し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標

【計算式】 連結実質赤字比率(%) =	連結実質赤字額(A)+(B)+(C)+(D)						
	標準財政規模(E)						
令和6年度の 連結実質赤字比率(%) =	=	連結実質赤字が発 生していないため、 算定されない。					

◎ 令和6年度 一般会計等に係る実質収支額 [単位:千円]

	翌年度に繰り越すべき財源									
	会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	計(3) =(4)+(5) +(6)-(7)	繰越明許費 繰越額(4)	事故繰越額	事業繰越額 (6)	左記に係る未収 入特定財源(7)	実質収支額 (1)-(2)-(3)	
一般	会計	581, 401, 963	576, 462, 076	1, 921, 348	32, 242, 315	24, 182	0	30, 345, 149	3, 018, 539	
	公立大学法人奈良県立医科大学関係経費 特別会計	20, 735, 820	20, 735, 820	0	0	0	0	0	0	
_	自動車駐車場及び自動車乗降場費特別会 計	304, 090	272, 837	0	0	0	0	0	31, 253	
般会	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	334, 595	243, 371	91, 224	0	0	91, 224	0	0 0	
計等	農業改良資金貸付金特別会計	19, 982	7, 390	12, 592	0	0	12, 592	0	0	
中に属	中小企業振興資金貸付金特別会計	1, 335, 324	155, 590	1, 179, 734	0	0	1, 179, 734	0	0	
属する	証紙収入特別会計	3, 173, 549	2, 974, 324	0	0	0	0	0	199, 225	
特別	林業改善資金貸付金特別会計	300, 020	160, 865	139, 155	0	0	139, 155	0	0	
会計	公債管理特別会計	147, 530, 637	147, 530, 637	0	0	0	0	0	0	
äΤ	育成奨学金貸付金特別会計	1, 627, 810	42, 192	1, 585, 618	0	0	1, 585, 618	0	0	
	地方独立行政法人奈良県立病院機構関係 経費特別会計	10, 134, 682	10, 134, 682	0	0	0	0	0	0	
	合 計	766, 898, 472	758, 719, 784	4, 929, 671	32, 242, 315	24, 182	3, 008, 323	30, 345, 149	3, 249, 017	

◎ 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額 [単位:千円] 歳入総額 歳出総額 計(3) =(4)+(5) +(6)-(7) 実質収支額 (1)-(2)-(3) 繰越明許費 繰越額(4) 左記に係る未収 入特定財源(7) 슸 計 名 事故繰越額 県営競輪事業費特別会計 33, 895, 809 33, 744, 914 150, 895 国民健康保険事業費特別会計 122, 407, 346 1, 593, 625 120, 813, 721 1, 744, 520 (B) 156, 303, 155 154, 558, 635

◎ 公営企業会計(法適用企業)に係る資金収支額 「単位:千円]

会 計 名	流動資産 (1)	控除財源等 (2)	流動負債 (3)	控除企業債等 (4)	資金収支額 (1)-(2)-(3)+(4)
水道用水供給事業費特別会計	32, 748, 644	0	6, 387, 965	1, 760, 616	28, 121, 295
流域下水道事業費特別会計	5, 324, 919	130, 900	3, 027, 729	1, 385, 104	3, 551, 394
合 計	38, 073, 563	130, 900	9, 415, 694	3, 145, 720	31, 672, 689

◎ 公営企業会計(法非適用企業)に係る資金収支額 [単位:千円] 翌年度に繰り越すべき財源 歳入額 (1) 資金収支額 (1)-(2)-(3) 計(3) 繰越明許費 事故繰越額 事業繰越額 左記に係る未収 =(4)+(5) +(6)-(7) 繰越額 (4) 入特定財源(7) 中央卸売市場事業費特別会計 108, 100 966, 629 952, 178 108. 188 14, 363 966 629 952 178 108 188 108 100 슴 <u>=</u>+ 14, 363

(A)+(B)+(C)+(D)=36,680,589千円

0	標準財政規模	[単位:千円]	_
	金 額	347, 203, 691	(E)

(注3) 一般会計及び公営事業会計を含む特別会計

(C

(D)

第1の3 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金等(注4)の標準財政規模等(注5)に対する比率

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)の返済額やこれに準ずるものの額の大きさを指標化し、 資金繰りの度合いを示す指標(3ヶ年平均)

【計算式】	/n/\	(地方債の元 元利償	元利償還金 資還金・準	È(A)+ 售元利位	準元利償還金 賞還金に係る』	:(B)) — 基準財政	· (特 :需要	定財源(C)+ 額算入額(D))		
実質公債費比率(%) = (右の値の3ヶ年平均)			票準財政規模(E) — 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)							_
									[単位	: 千円]
令和6年度の		令和6年度		4	令和5年度			令和4年度		
実質公債費比率(%) (3ヶ年平均)	= (25, 305, 270 301, 949, 844	×100	+ -2	24, 384, 939 91, 760, 434	×100	+ -	27, 781, 957 287, 369, 050	×100) ÷3
	= (8. 38062	%	+	8. 35786	%	+	9. 66769	%) ÷3
	=	8. 8	%							

[単位:千円] 令和6年度 令和5年度 令和4年度 地方債の元利償還金(繰上償還額等を除く) (A) 61, 267, 178 62, 942, 297 66, 485, 388 準元利償還金 (B) 11, 007, 773 10, 268, 631 11, 774, 189 満期一括償還地方債の元金償還相当額等 10, 056, 116 9, 432, 988 9, 502, 189 633, 575 470, 110 429, 152 公営企業債の償還に充てたと認められる繰出金 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金 73, 545 73, 548 82, 738 公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出 244, 537 291, 985 1, 760, 110 一時借入金の利子 0 (C) 1, 715, 834 721, 772 1, 345, 875 特定財源(公営住宅等使用料等) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D) 45, 253, 847 48, 104, 217 49, 131, 745 347, 203, 691 標準財政規模 (E) 339, 864, 651 336, 500, 795

- (注4) 一般会計等、公営事業会計及び一部事務組合等が対象
- (注5) 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

第1の4 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(注6)の標準財政規模等に対する比率

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標

【計算式】

将来負担額(A)一充当可能財源等(B)

将来負担比率(%) =

標準財政規模(C)-

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)

令和6年度の

将来負担比率(%) = $\frac{308,269,427 + P}{301,949,844 + P} \times 100 = 102.0$ %

◎ 令和6年度 将来負担額

「単位:千円]

◎ 令和6年度 将来負担額		[単位:千円]
区 分	会計名等	金額
地方債の現在高	一般会計	866, 542, 768
	公立大学法人奈良県立医科大学関係経費 特別会計	21, 635, 547
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	356, 308
	農業改良資金貸付金特別会計	1, 900
	中小企業振興資金貸付金特別会計	1, 288, 064
	地方独立行政法人奈良県立病院機構関係 経費特別会計	33, 887, 455
	計	923, 712, 042
債務負担行為に基づく支出予定額	一般会計	7, 474, 312
公営企業債等繰入見込額	水道用水供給事業費特別会計	0
	流域下水道事業費特別会計	4, 900, 460
	中央卸売市場事業費特別会計	1, 522, 380
	計	6, 422, 840
一部事務組合等負担等見込額	南和広域医療企業団	1, 441, 824
	関西広域連合	31
	計	1, 441, 855
	一般会計	82, 940, 691
地方公社・第3セクター等の負債額等	土地開発公社	0
負担見込額	公立大学法人奈良県立医科大学	2, 362, 858
	地方独立行政法人奈良県立病院機構	19, 306, 434
	公立大学法人奈良県立大学	0
	(公財)奈良県地域産業振興センター	0
	計	21, 669, 292
合	計	1, 043, 661, 032

◎ 充当可能財源等

[単位:千円]

区 分	金	額
地方債の償還額等に充当可能な基金	199,	856, 693
地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額	8,	882, 736
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	526,	652, 176
合 計	735,	391, 605

(B)

0	標準財政規模			[単位:千円]
		金	客百	347 203 691 (C)

 © 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
 [単位: 千円]

 金
 額
 45, 253, 847
 (D)

(注6) 一般会計等、公営事業会計、一部事務組合等に加え、地方公社・第3セクター等も対象

第2の1 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化 し、経営状態の悪化の度合いを示す指標

【計算式】	
	資金の不足額(A)
∥ 貸金小 ∥	S足比率(%) = - 事業の規模(B)
 会和 6	
	水道用水供給事業 水道用水供給事業に係る資金収支額は28,121,295千円の黒字となり、 資金不足は発生していない
0	流域下水道事業 流域下水道事業に係る資金収支額は3,551,394千円の黒字となり、 資金不足は発生していない
	 6,386,302 千円
0	中央卸売市場事業 中央卸売市場事業に係る資金収支額は14,363千円の黒字となり、 資金不足は発生していない
	= _ 資金不足が発生していな 502,062 千円 いため、算定されない

② 資金の不足額[単位:千円]

法適用企業会計名	流動資産 (1)	控除財源等 (2)	流動負債 (3)	控除企業債等	資金収支額 (1)-(2)-(3)+(4)	
水道用水供給事業費特別会計	32, 748, 644	0	6, 387, 965	1, 760, 616	28, 121, 295	(
流域下水道事業費特別会計	5, 324, 919	130, 900	3, 027, 729	1, 385, 104	3, 551, 394	(

(A1) (A2)

(う 資金の不足額	[単位:千円]	•								
								に繰り越すべき財源			
	法非適用企業会計名	歳入額 (1)	歳出額 (2)	=(4)+(5) +(6)-(7)	繰越明許費 繰越額(4)	事故繰越額 (5)	事業繰越額 (6)	左記に係る未収 入特定財源 (7)	資金収支額 (1)-(2)-(3)		
_	中央卸売市場事業費特別会計	966, 629	952, 178	88	108, 188	0	0	108, 100	14, 363	(A3)	

◎ 事業の規模 [単位:千円]

会計名	営業収益等 (1)	受託工事収益(2)	事業の規模 (1)-(2)
水道用水供給事業費特別会計	9, 792, 437	42, 942	9, 749, 495
流域下水道事業費特別会計	6, 386, 302	0	6, 386, 302
中央卸売市場事業費特別会計	502, 062	0	502, 062

(B1)

(B2)

(B3)

健全化判断比率等の対象範囲(令和6年度決算)

地方公共団体	一般会計等 公営事業会計	 ○ 一般会計 ○ 特別会計(公営事業会計を除く) ・ 公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計 ・ 奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場費特別会計 ・ 奈良県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計 ・ 奈良県農業改良資金貸付金特別会計 ・ 奈良県中小企業振興資金貸付金特別会計 ・ 奈良県証紙収入特別会計 ・ 奈良県林業改善資金貸付金特別会計 ・ 奈良県公債管理特別会計 ・ 奈良県育成奨学金貸付金特別会計 ・ 地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計 ○ 地方財政法上の公営企業以外の事業かつ地方公営企業法の非適用事業 ・ 奈良県国民健康保険事業費特別会計 ○ 地方財政法上の公営企業かつ地方公営企業法の非適用事業 ・ 奈良県中央卸売市場事業費特別会計 ○ 地方公営企業法の適用事業 ・ 奈良県水道用水供給事業費特別会計 		実質赤字比率	連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比	資金不足比	- - - - -
	-部事務組合等	 奈良県流域下水道事業費特別会計 一部事務組合・広域連合 ・ 南和広域医療企業団 ・ 関西広域連合 	<u>l</u>		 	/ - _ -		 7 	A	<u>*</u>	公営企業ごとに算定
	方公社・第3セ ≀一等	 ○ 土地開発公社 ・ 奈良県土地開発公社 ○ 地方独立行政法人 ・ 公立大学法人奈良県立医科大学 ・ 地方独立行政法人奈良県立病院機構 ・ 公立大学法人奈良県立大学 ○ 第三セクター(損失補償債務のある設立法人) ・ (公財)奈良県地域産業振興センター 						\		7	· -

早期健全化基準等について

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条及び第23条、同法施行令第7条、第8条及び第19条に規定)

■ 早期健全化基準等(都道府県)

		早期健全化基準	財政再生基準
1	実質赤字比率	3. 75%	5%
2	連結実質赤字比率	8. 75%	15%
3	実質公債費比率	25%	35%
4	将来負担比率	400%	_

	経営健全化基準
〇 資金不足比率	20%

1 早期健全化基準とは

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準である。

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、「財政健全化計画」を議会の議決を経て定め、速やかに公表し、総務大臣へ報告しなければならず、さらに、毎年度、その実施状況を議会へ報告し、公表しなければならない。

実施状況を踏まえ、総務大臣は必要な勧告をすることができる。

2 財政再生基準とは

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準である。

地方公共団体は、健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの指標のいずれかが財政再生基準以上である場合には、「財政再生計画」を議会の議決を経て定め、速やかに公表しなければならない。なお「財政再生計画」に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、原則として地方債の起債ができない。また、計画に適合しない財政運営であると認められる場合等において、総務大臣は予算の変更等必要な措置を勧告することができる。

3 経営健全化基準とは

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準である。

地方公共団体は、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、公営企業の「経営健全化計画」を議会の議決を経て定め、速やかに公表し、総務大臣へ報告しなければならず、さらに、毎年度、その実施状況を議会へ報告し、公表しなければならない。

実施状況を踏まえ、総務大臣は必要な勧告をすることができる。